

平成30年第11回 小坂町農業委員会会議録

平成30年11月6日（火）14時00分役場会議室において招集した。

1. 出席委員（10人）は次のとおりである。

1番 木村 功	2番 亀田 静子	3番 中村 修太郎
4番 大内 正富	5番 畑澤 富子	6番 宮館 文男
7番 小館 正光	8番 目時 勝則	9番 小館 康弘
10番 中村 吉夫		

2. 欠席委員（0人）

3. 本会に出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 安保 明彦 事務局長補佐 宮館 秀樹

4. 本会の書記は次のとおりである。

事務局長補佐 宮館 秀樹

5. 議長において指名して定めた会議録署名委員は次のとおりである。

7番 小館 正光 8番 目時 勝則

6. 会議に付した案件は次のとおりである。

第1	議案第12号	農地法第3条の規定による許可申請書について
	議案第13号	非農地証明願について
第2	決定第10号	小坂町農用地利用集積計画を定めることについて

事務局長 (安保)	予定時刻より早いですが 全員そろいましたので、只今から平成30年11月6日招集平成30年第11回小坂町農業委員会総会を始めます。(13:55)
議長 (中村吉)	只今の出席者は10名です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による定足数に達しておりますので、本日の会議を開会いたします。
議長	本日の会議録署名委員を指名します。7番小館正光委員、8番目時勝則委員の両名を指名いたします。
議長	それでは、議事に入ります。日程第1、議案第12号、農地法第3条の規定による許可申請書について、事務局より説明を求めます。
事務局長 事務局 (宮館秀)	(議案12号提出理由朗読) 経緯詳細説明 上向中鳥越地内1筆、AがBに贈与するものです。これは、Aの父親からBの父親に譲り渡され、Bの父親が作ってあった畑ですが、登記がなされておらず、両人とも亡くなっているので、あらためてAからBに贈与し、登記の手続きをするものです。
議長 6番委員 (宮館文)	只今の報告について、質問等ございましたらお願いします。 ここ以外、登記をしていない場所はあるのですか。

事務局 農地は今回申請箇所だけです。他は宅地や原野などで農地でないので農業委員会には申請されないので、こちらでは分かりません。

6番委員 分かりました。

議長 他に質問等ございましたらお願いします。
(質問等なし)

議長 無いようなので、質疑を終結してよろしいですか。
(よいとの声あり)

議長 議案12については、原案どおり許可とすることにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 議案12は、原案どおり許可といたします
(14:05)

議長 続いて、議案第13号 非農地証明願について、事務局より説明を求めます。
(議案13提案理由朗読)

事務局 小坂字大生手地内2筆です。申請地は草が背丈ぐらいになっており、農地の原型がわからない状態であり、今後も農地に利用予定はないとのこと。先月2委員と現地を確認してきました。

議長 2番委員、補足することはありますか。

2番委員 (亀田) 事務局の説明のと通りの状況でした。

議長 只今の報告について、質問等ございましたらお願いします。
ここは菜種をつけてあった場所でないのですか。

7番委員 (小館正)

事務局 菜種の作付してあった場所は、申請地より北側の道路に近い農地で、この申請地は、長年何も作付されていない場所です。エコサカでは大生手地区の農地を菜種・ソバを作付けするために貸借しましたが、どうしても農地に戻せない場所は貸借しませんでした。今回の申請地もその残った部分の一箇所です。

議長 暫時、休憩します。(14:09)

議長 再開します。(14:39)

議長 休憩中のいろいろ議論しましたが、この議案を継続審議とし、次回の総会までに、この周辺の農地の状況・所有者の意向等を確認し、審議したいと思いますがご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 議案13は、継続審議とし、次回の総会で審議します。
(14:41)

議長 続いて、日程第2、決定第10号、小坂町農用地利用集積計画を定めることについて、事務局より説明を求めます。
(決定10提案理由朗読)

事務局 1番は、荒谷荒川・松森地内、7筆、Cが農地中間管理機構の秋田県農業公社に貸すものです。期間は10年2ヶ月、賃借料は田が9000円、畑が1000円となります。
2番は、小坂向地内、1筆、Dが農地中間管理機構の秋田県農業公社に貸すものです。期間は10年2ヶ月、賃借料は3000円となります。 3番は、小坂村上・向地内、7筆、Eが農地中間管理機構の秋田県農業公社に貸すものです。期間は10年2ヶ月、賃借料は田が3000円、畑が無償となります。 4番は、大地上村・村下地内、4筆、Fが農地中間管理機構の秋田県農業公社に貸すものです。期間は10年2ヶ月、使用貸借となります。 5番は、大地上村・上羽ノ木田・荒谷太地内、8筆、Gが農地中間管理機構の秋田県農業公社に貸すものです。期間は10年2ヶ月、使用貸借となります。 6番は、大地村下地内、3筆、Hが農地中間管理機構の秋田県農業公

社に貸すものです。期間は10年2ヶ月、使用貸借となります。7番は、大地上村・上前田・荒谷太田地内、9筆、Iが農地中間管理機構の秋田県農業公社に貸すものです。期間は10年2ヶ月、使用貸借となります。8番は、大地上村・上前田・上羽ノ木田・村下地内、5筆、Jが農地中間管理機構の秋田県農業公社に貸すものです。期間は10年2ヶ月、使用貸借となります。9番は、大地上前田地内、3筆、Kが農地中間管理機構の秋田県農業公社に貸すものです。期間は10年2ヶ月、使用貸借となります。10番は、大地上村・上前田地内、4筆、Lが農地中間管理機構の秋田県農業公社に貸すものです。期間は10年2ヶ月、使用貸借となります。11番は、大地村下・荒谷太田地内、5筆、Mが農地中間管理機構の秋田県農業公社に貸すものです。期間は10年2ヶ月、使用貸借となります。12番は、大地上村・村下・落合地内、5筆、Nが農地中間管理機構の秋田県農業公社に貸すものです。期間は10年2ヶ月、使用貸借となります。13番は、大地村沢・落合地内、4筆、Oが農地中間管理機構の秋田県農業公社に貸すものです。期間は10年2ヶ月、使用貸借となります。14番は、大地上村・村沢・落合地内、5筆、Pが農地中間管理機構の秋田県農業公社に貸すものです。期間は10年2ヶ月、使用貸借となります。15番は、小坂一ノ渡・堰口地内、21筆、QがRに貸すものです。期間は5年、賃借料は総額175000円と玄米5俵です。契約の更新です。これは所有者の希望で中間管理事業は使用しません。

議長
1番委員
(木村)
事務局

只今の報告について、質問等ございましたらお願いします。

この中間管理機構に貸し出す案件は、現状で他の人が作っていたんですか、また、一旦返して農業公社に貸し出すのですか。

貸借していた場所もあります。また、自分で耕作してあった場所もあります。貸借してあった場所については、一旦解約をおこなってから、公社に貸し出すこととなります。なお、合意解約は成立していますが、農業委員会への通知はこれから提出すると聞いております。

1番委員
9番委員
(小舘康)

わかりました。

今年度の中間管理事業の締め切りに間に合うようにとのことでした。円滑化事業を利用している人も期限がくる前に手続きを行わないと間に合わないということで今回の申請したということでした。

事務局

今まで作付けしてあった人が貸し出す場合は、経営転換協力金が出ます。それが今年度で見直しがかかり、無くはならないと思いますが、単価が引き下げられる可能性はあります。そこで金額が高いうちに手続きした方がよいということで今回申請した方が多いと思います。

事務局長

新聞にも書かれていますが、来年度の農水省の概算要求は、基本的にこの交付金制度は維持することで要求しています。しかし、財務省では出し手側に交付するということは期間も経過したので見直した方がよい。ただ、総額は維持し、地域でなんとするかという意味を込めて、地域集積協力金にウェイトをおくようにとっているようです。交付金事業が残る、ただし、出し手への単価が見直しになり下がるという可能性はあるということです。

議長

それ以外の、質問等ございましたらお願いします。

(質問等なし)

議長

無いようなので、質疑を終結してよろしいですか。

(よいとの声あり)

7番委員
(小舘正)

決定10について、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長

決定10について、原案どおり承認いたします。

(14:54)

議 長 | その他、みなさんの方から発言ございませんか。
(発言等なし)
議 長 | 無いようですので、只今を持ちまして第11回総会を終了します。
(14:55)

上記会議録が真正であることを証明するため署名する。

小坂町農業委員会会長 中村吉夫

署 名 委 員 小館正光

署 名 委 員 目時勝則